

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援の事業に係る指定の申請者)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等)

第4条 法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらの基準のうち法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第5条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事

業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、中立かつ公正に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（準用）

第6条 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第7条 前2条に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、これらの規定を考慮して規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。